

# JIS

## ダイナミックモジュールー通則

JIS C 62343 : 2024

(IEC 62343 : 2017)

(JSA)

令和 6 年 1 月 22 日 制定

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般財団法人日本規格協会 電子分野産業標準作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	平 本 俊 郎	東京大学
(委員)	石 井 紀 彦	日本放送協会
	河 村 真紀子	主婦連合会
	西 城 武 志	総務省国際戦略局
	渋谷 隆	株式会社白山
	諏 訪 正 樹	KOA 株式会社
	内 藤 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	藤 井 哲 郎	東京都市大学名誉教授
	松 井 隆	日本電信電話株式会社
	山 田 誠	大阪公立大学

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 6.1.22

担 当 部 署：経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課  
(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 6.1.22

認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会  
(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル)

素 案 作 成 者：一般財団法人光産業技術振興協会  
(〒112-0014 東京都文京区関口 1-20-10 住友江戸川橋駅前ビル)

審 議 委 員 会：電子分野産業標準作成委員会 (委員長 平本 俊郎)

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関又は素案作成者にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
3.1 一般	2
3.2 DM の用語及び定義	3
3.3 ダイナミックチャネルイコライザ (DCE) の用語及び定義	3
3.4 可変分散補償器 (TDC) 又はダイナミック波長分散補償器 (DCDC) の用語及び定義	4
3.5 ダイナミック利得傾斜イコライザ (DGTE) の用語及び定義	4
3.6 光チャンネルモニタ (OCM) の用語及び定義	5
3.7 波長選択型光スイッチ (WSS) の用語及び定義	9
4 規格の準備	17
4.1 一般事項	17
4.2 製品定義	17
4.3 試験	17
4.4 詳細	17
4.5 要求事項	17
4.6 サンプル数	17
4.7 サンプル定義	18
4.8 グループ化又はシーケンス	18
4.9 合格又は不合格の基準	18
4.10 参照製品の定義	18
4.11 性能標準試験報告書	18
5 電磁両立性 (EMC) に関する要求条件	18
解 説	19

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# ダイナミックモジュール—通則

## Dynamic modules—General and guidance

### 序文

この規格は、2017年に第2版として発行された IEC 62343 を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

### 1 適用範囲

この規格は、ダイナミックモジュール（以下、DM という。）の通則について規定する。この規格は、市販されている全ての光 DM 及び光ダイナミックデバイスに適用される。この規格の対象となる製品について説明し、用語、基本的な考慮事項、及び基本的な考え方を定義する。

この規格の目的は、次のとおりである。

- 適切な DM 規格で実装される DM の操作、信頼性及び環境特性に関する統一的な要求事項を確立する。
- 購入者が特定の適用のために一貫して高品質の DM 製品を選定する際、及び適切な特定の DM 規格について相談する際に支援を提供することである。

この規格は、性能テンプレート、性能規格、信頼性認定要求事項、ハードウェア及びソフトウェアのインターフェース及び関連する試験方法を規定する。

DM は、光学モジュール及び装置、プリント配線板並びにソフトウェア及びファームウェアを一体化したものであるため、このシリーズで開発した規格は、適切な既存の規格を模倣することになる。一方、“DM” は比較的新しい商品カテゴリーであるため、DM 規格シリーズは、要求事項が異なる既存の慣行に制限されることはない。

DM に関連する安全規格は、ほとんどの場合、光パワーに関する考慮事項である。

**注記 1** “ダイナミック” は、多くの場合、電子機器、ファームウェア、ソフトウェア、又はそれらの組合せによって実現される“調整、変更、切替え、構成、及びその他の継続的な最適化”を含む製品の機能を強調している。

また、“モジュール” は、規格の対象となる製品が、相互接続材料又はデバイスを介したアクティブコンポーネント及びパッシブコンポーネント（いずれか又は両方）の集積であることを定義している。

**注記 2** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 62343:2017, Dynamic modules—General and guidance (IDT)